

## 市民参加条例（案）第4条及び第5条の比較

案1は、別紙『資料1』の条文で、施策等の企画立案、実施及び評価の全過程における市民と市の各責務を示したものです。

案2は、案1の条文を基に、市民と市の各責務を施策等の企画立案、実施及び評価の過程に分けて示したものです。

案1	案2
<p>(市民の責務)</p> <p>第4条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って積極的な市民参加に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市民相互の意見を尊重し、民主的な市民参加に努めなければならない。</p> <p>3 市民は、公共の利益を考慮することを基本として市民参加に努めなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、市民に対して市政に関する情報を分かりやすく提供しなければならない。</p> <p>2 市は、市民の意向を的確に把握し、市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において市民の意見を反映させるに当たり、公共の利益を考慮しなければならない。</p> <p>3 市は、市民に対し説明責任を果たすよう努めなければならない。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第4条 市民は、施策等の企画立案及び評価のそれぞれの過程において、公共の利益を考慮することを基本として市民参加に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って積極的な市民参加及び協働に努めなければならない。</p> <p>3 市民は、市民相互の意見を尊重し、民主的な市民参加に努めなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、施策等の企画立案及び評価のそれぞれの過程において、市民に対して分かりやすい情報の提供に努めなければならない。</p> <p>2 市は、施策等の実施において市民参加及び協働を推進するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において市民の意見を反映させるに当たり、公共の利益を考慮しなければならない。</p>